

臨床実習の在り方に対する 主な意見と事務局提案について

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第2回)で構成員等よりいただいたご意見

1. 臨床実習の中で実践学習すべき範囲に関して

- 重要視されている介護系の臨床実習を実施している養成施設はまだまだ少ない。
- 医療保険と介護保険で実施する領域が異なるため、全ての実習が介護老人保健施設や介護医療院で臨床実習を行ってしまう記載とはすべきでない。
- 言語聴覚士制度の設立経緯や資格業務内容等を考えたときに、病院・診療所における臨床実習がかなり削減されても成り立ってしまう記載とすべきではない。
- 病院又は診療所での実習が減り過ぎない仕組みが必要でないか。
- 臨床実習が介護老人保健施設等を主体に受けた場合、医療機関に勤めるにあたり卒後教育や生涯教育に影響が出る可能性があるのではないか。
- 介護老人施設等の臨床実習では、特定の疾患、特定の病態、特定の障害に偏った実習になってしまうことが危惧され、多くが病院又は診療所で実施される体制となるようにすべき。
- これまでよりも病院又は診療所での臨床実習が減る可能性が非常に懸念され、臨床実習の質が担保できないおそれがあるため、追加単位程度を介護老人保健施設や特別支援学校等で実施できる記載とすべき。
- 「養成施設は、実習施設として医療提供施設のほか、介護、福祉、特別支援教育における施設、事業所、学校等を適宜含めることが望ましい」等のように限定まではいかなくとも具体例がイメージできるような表現にすべきではないか。
- 医療従事者の育成の観点から、インクルーシブ教育に言語聴覚士等の専門家を配置・派遣することを推進する流れがあるため、特別支援学校等のいわゆるインクルーシブ教育として教育機関への臨床実習という文言をより具体的に記載を変更してはどうか。
- 通級指導教室を言語聴覚士が実施をしている場合もあり、教育機関への臨床実習にはこれを加味した特別支援教育に関する教育機関のような表現に変更してはどうか。
- 実習前の学習状況把握や指導のための実習前評価を入れること実習先確保できなかったときの逃げ道とならないよう、例えば前後で1単位とするなど、どの養成施設でも同じ解釈ができるようにすべき。
- 実習後の評価が何らかの振り返りとしてどこかのタイミングで行われていればいいならば、臨床実習単位数のすり抜けに使えてしまい良くない。
- 各養成施設で事前準備、振り返りをやっていると理解するため、実習前後の評価等をわざわざ書き込まなくてよいのではないか。
- 今回は間に合わないが将来的には臨床実習の単位から切り離し、別の教育内容の中で行うとしてはどうか。
- 全ての臨床実習を終えた後に振り返りをするということを入れてはどうか。

2. 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設に関して

- 見学実習において、急性期医療を提供する施設を2つ、3つも見てもしょうがないので、例えば急性期の病院1日で、特別支援教育関連施設を1つ等のように分け、なるべく体験実習の期間を長くするようにすべきではないか。
- 体験にあたる後半の臨床実習が大事であり十分に行えるよう、実施期間や実施内容等の何か仕組みを取り入れてはどうか。

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第2回)で構成員等よりいただいたご意見

3. 臨床実習を実施する主たる施設の新設に関して

- 言語聴覚士の臨床実習は、短期間に分けて多施設で実施しているため、しっかりと連携をとっていても臨床実習受け入れ先から、任せきりではないかといった批判をよくされるという課題がある。
- 主たる実習施設を設置した場合、全ての学生が平等に行えるわけではないため、逆に不平等が表面化するのではないか。
- 「附属実習施設」をもたない養成施設でも過不足なく連携して臨床実習ができるのであれば、「主たる実習施設」という枠組みをあえて設定せずとも問題はないのではないか。逆に、推奨してしまう表現とした場合、養成施設によっては非常に困難を感じたり多大な負荷をかけるのではないか。
- 全国から臨床実習を受け入れている施設もあり、「主たる実習施設」の新設には違和感がある。
- この「主たる施設」というのがある程度制限となり、近隣でないとなくなった場合、臨床実習を受け入れられない大学病院がでてくる。
- 非常に整った教育環境と附属施設をもつ養成施設の目線で「主たる実習施設」を求めていると思われ、アンケートを見ても満たす施設は少数であり、言語聴覚士養成施設としての総意ではないのではないか。
- ハラスメント予防等が目的ならば、当然すべての臨床実習受け入れ先で大事なため、あえて主たるを実習施設として設定したところのみに求める狙いがわからない。
- 学生を守るという観点からハラスメント防止を目的とするならば、学生の全実習時間のうちの多くを「主たる施設」で実施していないと実効性がないものになり、守ることができなくなるのではないか。
- ハラスメント予防や臨床実習の質を上げるためであれば、理学療法士・作業療法士と同様に主たる実習施設の要件に、指導の質を担保する条件がまず入るべき。
- 理学療法士・作業療法士で先行導入したために言語聴覚士も導入とするならば、導入による好事例を引き合いに議論できるが、まだそれも分からない状況では議論は難しいのではないか。
- 工（原則として養成施設に近接していること）は、緊急時に教官が駆け付けたり相談を受けられるようにし、養成施設と実習受け入れ先が連携をとりやすくするための記載と考えられ、順番的にはアの次に置くべきではないか。

4. 臨床実習施設として求められる設備に関して

- 教育施設で求められる設備は、「主たる施設」に関しての内容であることから、これに対する意見に合わせる。

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第2回)で構成員等よりいただいたご意見

5. 臨床実習指導者の要件に関して

- 養成校定員数の1.5倍の人数が臨床実習の指導者としておそらく必要であり、2024年までには968人、2025年までには1266名と試算している。
- 今後5年並びに数年の猶予期間で300人程度を受講させると仮定したとき、医療研修推進財団は何とか対応できる能力があるのではないか。
- 医療研修推進財団の実施する養成施設の教員養成講習会は、言語聴覚士が参加し始めて間もなく、総数や臨床に従事する者が受講している例は余り多くはない。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が令和元年度は入っており、この年度の講習は指針の必須テーマを満たすと思われる。
- 「いずれかの講習会を修了した者であること」として、厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会と医療研修推進財団の実施する養成施設の教員養成講習会を並列しているが、かなり内容が異なり、これでいいのか疑問がある。
- 指導者には「知識に優れ」等その分野で優れたものをもつことを担保した上で、指導者として臨床実習の指導者になっていただくことを目的とするならば、16時間と132時間の講習で余りにも時間、内容が違い過ぎ、並列して扱えないのではないか。
- あまりにも2つの講習に違いがあるため、要件として良いか確認した上で、過去を遡及して認めることはしないという方針も出てくる可能性がある。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が特別講義に区別され、具体的に項目に書き込まれ担保されていないのであれば、あえてこの教員養成講習会を含める必要はないのではないか。それよりも、臨床実習指導者講習会を拡充していくほうが妥当ではないか。

6. 臨床実習の段階的な実施に伴い実習指導者が担当する学生の人数に関して

- 見学実習については、それほど厳しい人数制限や要件は要らないのではないか。
- 理学療法士・作業療法士の主たる実習施設は、専任教員養成講習会を修了した臨床実習指導者が1名以上いることを条件に入れて指導の質を担保することで、学生と指導者比(2対1)の制限を外している。言語聴覚士が小部屋で1対1などで業務を行うことを考慮して学生の数を2人と限度づけたならば、理学療法士・作業療法士と同様に「主たる実習施設」を設定することで学生と指導者比(2対1)の制限をとるべきではない。
- 評価実習と総合臨床実習は指導を手厚くすべき。

臨床実習の中で実施する教育内容に関する事項

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（臨床実習の中で実施する教育内容）

- ▶ 重要視されている介護系の臨床実習を実施している養成施設はまだ少ない。
- ▶ 医療保険と介護保険で実施する領域が違うため、全ての実習が介護老人保健施設や介護医療院で臨床実習を行ってしまう記載とはすべきでない。
- ▶ 言語聴覚士制度の設立経緯や資格業務内容等を考えたときに、病院・診療所における臨床実習がかなり削減されても成り立ってしまう記載とすべきではない。
- ▶ 病院又は診療所での実習が減り過ぎない仕組みが必要でないか。
- ▶ 臨床実習が介護老人保健施設等を主体に受けた場合、医療機関に勤めるにあたり卒後教育や生涯教育に影響が出る可能性があるのではないか。
- ▶ 介護老人施設等の臨床実習では、特定の疾患、特定の病態、特定の障害に偏った実習になってしまうことが危惧され、多くが病院又は診療所で実施される体制となるようにすべき。
- ▶ これまでよりも病院又は診療所での臨床実習が減る可能性が非常に懸念され、臨床実習の質が担保できないおそれがあるため、追加単位程度を介護老人保健施設や特別支援学校等で実施できる記載とすべき。
- ▶ 「養成施設は、実習施設として医療提供施設のほか、介護、福祉、特別支援教育における施設、事業所、学校等を適宜含めることが望ましい」等のように限定まではいかなくとも具体例がイメージできるような表現にすべきではないか。
- ▶ 医療従事者の育成の観点から、インクルーシブ教育に言語聴覚士等の専門家を配置・派遣することを推進する流れがあるため、特別支援学校等のいわゆるインクルーシブ教育として教育機関への臨床実習という文言をより具体的に記載を変更してはどうか。
- ▶ 通級指導教室を言語聴覚士が実施をしている場合もあり、教育機関への臨床実習にはこれを加味した特別支援教育に関する教育機関のような表現に変更してはどうか。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（臨床実習前後での指導）

- ▶ 実習前の学習状況把握や指導のための実習前評価を入れること実習先確保できなかったときの逃げ道とならないよう、例えば前後で1単位とするなど、どの養成施設でも同じ解釈ができるようにすべき。
- ▶ 実習後の評価が何らかの振り返りとしてどこかのタイミングで行われていればいならば、臨床実習単位数のすり抜けに使えてしまい良くない。
- ▶ 各養成施設で事前準備、振り返りをやっていると理解するため、実習前後の評価等をわざわざ書き込まなくてよいのではないか。
- ▶ 今回は間に合わないが将来的には臨床実習の単位から切り離し、別の教育内容の中で行うとしてはどうか。
- ▶ 全ての臨床実習を終えた後に振り返りをするということを入れてはどうか。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（段階的な実施方法の導入とその教育目標）

- ▶ 見学実習において、急性期医療を提供する施設を2つ、3つも見てもしょうがないので、例えば急性期の病院1日で、特別支援教育関連施設を1つ等のように分け、なるべく体験実習の期間を長くするようにすべきではないか。
- ▶ 体験にあたる後半の臨床実習が大事であり十分に行えるよう、実施期間や実施内容等の何か仕組みを取り入れてはどうか。

事務局提案

臨床実習の3分の2以上は薬局及び助産所を除く医療提供施設でおこなうこととし、8単位以上は病院又は診療所とする。また単位増加に伴い、1単位は養成施設において臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りの実施を必須とし、薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいとする。さらに、臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、次ページの教育目標を修得させることを目的とした内容とする。

言語聴覚士学校養成所指定規則<現行>

別表第1

- 臨床実習 12単位
- 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこと。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

記載なし

事務局の提案

言語聴覚士学校養成所指定規則（修業年限1～3年以上で同内容）

- 臨床実習 15単位
- 実習時間の3分の2以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
- 医療提供施設において行う実習時間のうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。
- 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 薬局及び助産所を除く医療提供施設の他、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 臨床実習の実施に当たっては、別表に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とする。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○臨床実習の実施に当たっては、別表に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

	教育目標
見学実習	① 言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ。
	② 言語聴覚士の役割と業務について学ぶ。
	③ 見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ。
	④ 職業倫理（守秘義務など）について学ぶ。
評価実習	① 臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ。
	② 他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ。
	③ 言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ。
	④ 指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ。
	⑤ 実施した評価結果を分析することを学ぶ。
臨床総合実習	① 言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ。
	② 対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ。
	③ 対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ。
	④ 多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ。

<参考> 要望書提案内容抜粋

例) 3年制養成施設	カリキュラム開始	1週間程度	2年目4月	2～3週間以上	3年目4月	国家試験2月
見学実習		低学年		低～中学年		8～12週間以上
評価実習						中～最終学年
総合臨床実習						

見学実習： (内容) 患者への対応等についての見学を実施する実習
(方法) 言語聴覚士が行っている実際の臨床現場を見学

評価実習： (内容) 患者の状態等に関する評価をする実習
(方法) 実習指導者のもとで対象者に接してコミュニケーションを取り、言語聴覚療法の評価・診断を体験

総合臨床実習： (内容) 患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践、治療効果判定についての実習
(方法) 言語聴覚療法の評価・診断から治療（訓練・指導・支援）までの流れを体験

臨床実習を実施する主たる施設の新設に関する事項

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（臨床実習を実施する主たる施設の新設）

- ▶ 言語聴覚士の臨床実習は、短期間に分けて多施設で実施しているため、しっかりと連携をとっていても臨床実習受け入れ先から、任せきりではないかといった批判をよくされるという課題がある。
- ▶ 主たる実習施設を設置した場合、全ての学生が平等に行えるわけではないため、逆に不平等が表面化するのではないか。
- ▶ 「附属実習施設」をもたない養成施設でも過不足なく連携して臨床実習ができるのであれば、「主たる実習施設」という枠組みをあえて設定せずとも問題はないのではないか。逆に、推奨してしまう表現とした場合、養成施設によっては非常に困難を感じたり多大な負荷をかけるのではないかと。
- ▶ 全国から臨床実習を受け入れている施設もあり、「主たる実習施設」の新設には違和感がある。
- ▶ この「主たる施設」というのがある程度制限となり、近隣でないとならなくなった場合、臨床実習を受け入れられない大学病院がでてくる。
- ▶ 非常に整った教育環境と附属施設をもつ養成施設の目線で「主たる実習施設」を求めていると思われ、アンケートを見ても満たす施設は少数であり、言語聴覚士養成施設としての総意ではないのではないかと。
- ▶ ハラスメント予防等が目的ならば、当然すべての臨床実習受け入れ先で大事なため、あえて主たるを実習施設として設定したところのみに求める狙いがわからない。
- ▶ 学生を守るという観点からハラスメント防止を目的とするならば、学生の全実習時間のうちの多くを「主たる施設」で実施していないと実効性がないものになり、守ることができなくなるのではないかと。
- ▶ ハラスメント予防や臨床実習の質を上げるためであれば、理学療法士・作業療法士と同様に主たる実習施設の要件に、指導の質を担保する条件がまず入るべき。
- ▶ 理学療法士・作業療法士で先行導入したために言語聴覚士も導入とするならば、導入による好事例を引き合いに議論できるが、まだそれも分からない状況では議論は難しいのではないかと。
- ▶ 工（原則として養成施設に近接していること）は、緊急時に教官が駆け付けたり相談を受けられるようにし、養成施設と実習受け入れ先が連携をとりやすくするための記載と考えられ、順番的にはアの次に置くべきではないかと。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（臨床実習施設として求められる設備）

- ▶ 教育施設で求められる設備は、「主たる施設」に関しての内容であることから、これに対する意見に合わせる。

事務局提案

「主たる施設」は新設せず、ハラスメント防止や質の向上を目的とする養成施設と実習受け入れ先の緊密な連携体制を学校・養成所いずれも同等な要件とする。
また、臨床実習施設の設備として、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこととする。

言語聴覚士学校養成所指定規則<現行>

言語聴覚士学校養成所指定規則

○臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

※法第33条第2号、第3号においても同様記載のため省略。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

第6 臨床実習施設に関する事項

1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

(1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。

(3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有すること。

事務局の提案

言語聴覚士学校養成所指定規則

○臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努め利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

※法第33条第2号、第3号においても同様記載のため省略。

指定規則で定める適当な実習指導者について（解釈通知等）

(1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。※一部次ページ記載内容

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。※前ページ内容

○臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。

○臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有することとし、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましい。

臨床実習指導者の要件に関する事項

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（臨床実習指導者の要件）

- 養成校定員数の1.5倍の人数が臨床実習の指導者としておそらく必要であり、2024年までには968人、2025年までには1266名と試算している。
- 今後5年並びに数年の猶予期間で300人程度を受講させると仮定したとき、医療研修推進財団は何とか対応できる能力があるのではないか。
- 「いずれかの講習会を修了した者であること」として、厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会と医療研修推進財団の実施する養成施設の教員養成講習会を並列しているが、かなり内容が異なり、これでいいのか疑問がある。
- 指導者には「知識に優れ」等その分野で優れたものをもつことを担保した上で、指導者として臨床実習の指導者になっていただくことを目的とするならば、16時間と132時間の講習で余りにも時間、内容が違い過ぎ、並列して扱えないのではないか。

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（実習指導者が担当する学生の人数）

- 見学実習については、それほど厳しい人数制限や要件は要らないのではないか。
- 理学療法士・作業療法士の主たる実習施設は、専任教員養成講習会を修了した臨床実習指導者が1名以上いることを条件に入れて指導の質を担保することで、学生と指導者比（2対1）の制限を外している。言語聴覚士が小部屋で1対1などで業務を行うことを考慮して学生の数を2人と限度づけたならば、理学療法士・作業療法士と同様に「主たる実習施設」を設定することで学生と指導者比（2対1）の制限をとるべきではない。
- 評価実習と総合臨床実習は指導を手厚くすべき。

事務局提案

臨床実習指導者は学校・養成所いずれも同等な要件とすることを前提に、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、十分な指導能力を有する者であるとともに、厚生労働省が定める基準を次ページのように指針として統一し、これを満たす臨床実習指導者講習会を修了した者とし、指定規則で定める実習指導者について、通知等で補い示すこととする。また見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとともに、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。

言語聴覚士学校養成所指定規則<現行>

第2条(指定基準)

第4条 法第33条第1号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

※法第33条第2号、第3号においても同様記載あり。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

第6 臨床実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
- (2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。

事務局の提案

言語聴覚士学校養成所指定規則 第2条(指定基準)

○臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として緊密な連携体制をもって利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。※前ページ記載内容

※法第33条第2号、第3号においても同様記載のため省略。

指定規則で定める適当な実習指導者について（解釈通知等）

○適当な実習指導者は、以下のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した十分な指導能力を有し、ハラスメントの防止に努める者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。※一部前ページ記載内容

(2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であること。

○実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。但し、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとし、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン 第6（臨床実習施設に関する事項）

(1)、(2) ※記載削除

(通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針 (案) (要望書一部抜粋)

第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士に臨床実習に係る指導者講習会（以下「臨床実習指導者講習会」という。）を開催するものが参考とすべき形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって言語聴覚士養成の質の向上及び臨床実習を行う養成施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第2 開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
※ 講習会を主催する責任者
※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人
グループ討議の1グループ当たり1名以上
※ 企画、運営、進行等に協力する者
※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 受講対象者

実務経験5年以上の言語聴覚士

4. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ③ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ④ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑤ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

(通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (要望書一部抜粋) (つづき)

5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。
また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
※臨床実習指導者がハラスメントについて十分な問題意識を持つとともに、ハラスメントを起こさないための「ハラスメントの防止について」を含むこと
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

第3 講習会の開催手続き

- (1) 講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は指導者講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。尚、修了証書は参加者の氏名、指導者講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。

(3) 提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却するものであること。指導者講習会に参加しなかった者及び指導者講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。

(4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。また、指導者講習会報告書と併せて、交付しなかった修了証書を同課に提出すること。

- ① 指導者講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 講習会の目標
- ⑦ 講習会の進行表
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
- ⑧ 講習会の概要
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)

現行実施されている講習会修了者の扱いについて

<再掲> 構成員よりいただいたご意見

- 医療研修推進財団の実施する養成施設の教員養成講習会は、言語聴覚士が参加し始めて間もなく、総数や臨床に従事する者が受講している例は余り多くはない。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が令和元年度は入っており、この年度の講習は指針の必須テーマを満たすと思われる。
- あまりにも2つの講習に違いがあるため、要件として良いか確認した上で、過去を遡及して認めることはしないという方針も出てくる可能性がある。
- 「臨床実習の到達目標と修了基準」が特別講義に区別され、具体的に項目に書き込まれ担保されていないのであれば、あえてこの教員養成講習会を含める必要はないのではないか。それよりも、臨床実習指導者講習会を拡充していくほうが妥当ではないか。

(現行の講習会) 公益財団法人医療研修推進財団、厚生労働省 共催 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

- 指導者講習会の開催期間 講義時間：132時間
- 直近のプログラム内容（令和3年内容）
※指導者講習会指針案におけるテーマと照し合わせ下記にて提示
- 平成27年度～令和3年度のプログラム内容
令和元年度でのみ特別講義の中で、「臨床実習の到達目標と修了基準」を実施

5. 指導者講習会におけるテーマ <臨床実習指導者講習会の開催指針（案）抜粋>
指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。
- ① 言語聴覚士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
 - ② 臨床実習の到達目標と修了基準
 - ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
 - ④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
 - ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
 - ⑥ その他臨床実習に必要な事項

区分	科目	時間数	内容 ※年度毎に講義内容が若干変更あり。	区分) 指導者講習会指針案のテーマの一部として該当する項目
教職の意義等に関する科目	教員論	8	教師に求められる資質能力と役割、倫理性を理解する。	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	8	「教育」に関する歴史・思想・理念及び「教育」という営みの意義と内容を理解する。併せて、行政的側面から教育制度論を学ぶ。	
	教育心理学	10	学習者の心理的特徴を理解する。	
	教育と社会・制度	10	教育に関する社会的・制度的・経営的な知識を身に付ける。	
教育課程及び指導法に関する科目	教育方法学	12	教育方法の理論と方法を理解する。さらに学生に対する教育評価と教員に対する教育評価の在り方を学ぶ。	
	道徳教育論	8	道徳教育の意義と内容を理解する。教育・研究における倫理・指導者・学生間のハラスメント理解を含む。	④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
	教育方法演習	14	教育方法学を踏まえ、模擬授業等を通して、実践的な授業のあり方を実践的に理解する。	
学生指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	学生指導及び進路指導論	8	学生指導及び進路指導の意義と内容を理解する。	③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案 ④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
	教育相談論	10	教育相談の意義と内容を理解する。	④ 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
	その他の教育論に関する科目			
	青年心理学	8	青年の心理的特徴を理解する。	
	情報リテラシー論	10	情報活用能力と情報に対する批判的思考の意義と内容を理解する。	
	国際理解教育論	8	グローバル化・多様化する社会における国際理解の意義と内容を理解する。	
リハビリテーション領域の教育に関する科目	臨床教育学	8	教育機関での学生の管理ならびに、臨床実習での指導者の在り方について理解する。時代により変化する臨床実習での学生の管理ならびに、人間行動の科学的な分析を学ぶ。	
	多職種連携教育論	6	多職種連携における問題点と解決策、コミュニケーションの在り方を理解する。	
	特別講義	4	その時代の保健・医療・福祉に関するトピックスを理解する。	
合計		132		

事務局提案

上記講習会は、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会の指針案テーマから不足する項目があり、現行の内容において修了した者については、当該臨床実習指導者講習会を修了した者と同等に扱わないこととする。